

参考配布

平成 26 年 3 月 20 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(電話) 03(5253)1111 (内線 5325)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

標記について、和歌山労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、和歌山労働局が配布した資料です。



厚生労働省
和歌山労働局発表
平成26年3月20日

担 当	職業安定部職業安定課
	課長 木村 孝
	需給調整指導官 石本 靖明
	電話 073-488-1160

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

和歌山労働局（局長 樫葉 伸一）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分特定派遣元事業主

名 称 エスエスワークス株式会社
代表者の職氏名 代表取締役 山縣弘幸
所 在 地 和歌山県新宮市大橋通二丁目1番地の3
ミツバビル2階
届出に関する事項 届出受理番号 特30-300221
届出受理年月日 平成23年3月1日

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり）

第3 処分理由

エスエスワークス株式会社は、平成25年10月1日から平成26年1月20日までの間、労働者派遣法第5条第1項に違反して、厚生労働大臣の許可を受けずに、少なくとも派遣労働者延べ310人日を労働者派遣することによって、一般労働者派遣事業を行っていたこと。

また、労働者派遣を実施する際、

- 1 労働者派遣法第35条第1項に違反して、派遣先に対し同条に規定する事項を適正に通知せず、
- 2 同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳を作成せず、労働者派遣事業を行ったこと。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 労働者派遣事業及び請負事業について、労働者派遣法及び職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- (1) 労働者派遣法第5条第1項
- (2) 同法第35条第1項
- (3) 同法第37条第1項

- 2 上記の処分理由の事項に係る労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

- 3 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

参 考

○ 労働者派遣事業の種類

「一般労働者派遣事業」

特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。(派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者派遣を行うに際し、当該登録されている者の中から期間の定めのある労働者派遣を行ういわゆる登録型の労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業の典型的な形態である。)

一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

「特定労働者派遣事業」

派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

特定労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に対して届出をしなければならない。

○ 労働者派遣法 (抄)

(用語の意義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。

五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者(業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。)が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

(一般労働者派遣事業の許可)

第5条

第1項 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(特定労働者派遣事業の届出)

第16条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

(派遣先への通知)

第35条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

(各号の記載省略)

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

(各号の記載省略)

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○ 労働者派遣法施行規則

第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令